

令和2年 6月22日

恵庭市立恵み野中学校
保護者の皆様へ

恵庭市教育委員会

恵庭市立小中学校における勤務時間外の電話対応について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、恵庭市教育委員会では教職員の「働き方改革」の一環として、教職員の長時間勤務の解消に向けた取組として、恵庭市立小中学校において、教職員の勤務時間外に留守番電話機能を導入いたします。

つきましては、令和2年7月1日より、
「教員の勤務時間（8時05分～16時35分）以外の時間」又は「教職員が不在等で対応できない時間」は、原則として留守番電話に切り替えさせていただきます。

保護者の皆様におかれましては、学校への連絡に際し、上記の取組にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 留守番電話の応答文言

「お電話ありがとうございます。こちらは恵み野中学校です。本日の業務時間は終了しました。恐れ入りますが、翌課業日におかけ直してください。」

2. 留守番電話の設定時刻

【 午後7時00分 ～ 翌課業日午前7時30分 】 3月～9月

【 午後6時00分 ～ 翌課業日午前7時30分 】 10月～2月

＊部活動終了時刻から30分を目処としています。

＊部活動がない日は、設定が早まることがあります。

3. 当日の児童生徒の欠席、遅刻等については、7時30分～8時00分を目途にご連絡をお願いします。

4. 土・日曜日、祝日及び学校閉庁日は、終日、留守番電話対応となります。

（休業日における、部活動の欠席連絡の方法については、各部でご確認ください。）

（留守番電話対応に関する問合せ先）

恵庭市教育委員会 教育総務課

Tel33-3131（内線 1621）